

## 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者様の希望で長期収載品※1のうち先発品を選択した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養※2は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

（小児医療でも同様に自己負担は発生します）

御自身の会計がどのくらい変わるのかは患者様毎に変わるので調剤される薬局にて御相談ください

※病院内薬局にて調剤される入院患者さん分については対象とはなりません

※1 長期収載品とは

後発品のある先発医薬品で後発品収載から5年経過しているものや、後発品置換え率が50%以上のものなど要件にあった品目です。対象医薬品リストは厚生労働省ホームページで公表されています。

※2 選定療養とは

保険診療と保険外診療を合わせて行うことができるようにした制度の一つで保険外診療にあたります。

## 一般名処方加算に関する掲示

一部の医薬品については供給困難なものもあり、特定の医薬品名を指定するのではなく薬剤の成分をもとにした一般名処方を行って同成分他社製品での安定入手を図るほか、できるだけ患者様の経済的負担を軽減する取り組みを行っています。